

● 引上げ分の地方消費税交付金の使途について（令和元年度決算分）

平成26年4月から消費税率改定に伴う地方消費税交付金の引上げ分については「社会保障4経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生）」に要する経費に充てるものとされています。

令和元年度決算における使途については、次のとおりです。

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	96,748千円
（歳出）	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	812,404千円

（単位：千円）

事業名	経費	財源内訳			
		特定財源	一般財源		
			社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	社会福祉総務事業	3,746	3,379	367	0
	心身障害者等福祉事業	228,276	184,921	27,302	16,053
	老人福祉事業	15,758	10,885	1,838	3,035
	地域福祉センター事業	6,411	0	774	5,637
	福祉医療事業	54,526	19,888	6,482	28,156
	児童手当事業	142,030	119,755	16,931	5,344
	保育所事業	27	27	0	0
	災害救助事業	0	0	0	0
	小計	450,774	338,855	53,694	58,225
社会保険	国民健康保険事業	95,299	68,752	11,320	15,227
	後期高齢者医療事業	46,039	34,529	5,515	5,995
	介護保険事業	220,292	7,980	26,219	186,093
	小計	361,630	111,261	43,054	207,315
保健衛生	母子衛生事業	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0
合計	812,404	450,116	96,748	265,540	

※1 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、令和元年度決算額です。

※2 事務費や事務職員の人件費等は除外してあります。